

2026 年 5 月吉日

在校生保護者（保証人）各位

法政大学国際高等学校 PTA

会長 熊谷久美子

「PTA 賠償責任保険」について

保護者および保証人の皆様におかれましては、日頃より PTA 活動へのご理解とご協力をありがとうございます。

さて、本校 PTA は、「PTA 賠償責任保険」に加入しております。

この保険は、以下の補償を目的としております。

- ① 日本国内で行われる PTA 活動の遂行に起因する事故によって保護者（保証人）に生じる法律上の対人対物損害賠償責任
- ② 生徒個人の日本国内の日常生活（学校関連の活動と個人の活動の両方が含まれる）の不慮の事故によって生徒個人やその親権者に生じる法律上の対人対物損害賠償責任

詳しい補償内容については、別紙の資料（「事故報告要領」および「PTA 賠償責任保険の概要」）の通りです。

*なお、この保険加入に際して、保護者（保証人）や生徒の個人情報を保険会社に提供することはありませんのでご安心ください。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上

事故報告要領

- ① 取り扱い代理店へご連絡ください。

午前9：00から午後5：00まで（土日・祝日・年末年始は除く）

株式会社 リード 担当 高村 徹（たかむら とおる）

TEL 045-828-3861

FAX 045-828-3891

- ② 次の内容をお伝えください。

（1）法政大学国際高等学校在校生、または在校生保護者／保証人です。

（2）連絡者名（保護者／保証人名、生徒名）、住所、電話番号

（3）事故の内容

（事故発生日時、場所、事故状況、事故原因、被害者名、加害者名、被害の程度など）

* ご連絡いただきました後、その後のすすめ方や事故に関する必要書類をご案内いたします。

- ③ 保険金請求時の諸注意

（1）事故が発生した場合は、30日以内に代理店へご連絡ください。

（2）賠償責任の有無や割合の決定にあたり保険会社の事前同意が必要です。
被害者との示談交渉をすすめるときは、必ず代理店を通じて保険会社へ
ご相談ください。

（3）被害状況確認のため写真等をご提出いただく場合があります。

PTA賠償責任保険の概要

※補償の詳細については、PTA特別約款など保険約款をご覧ください。

<PTA活動の遂行に伴う賠償事故・保管物に係わる賠償事故>

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
保険期間中にPTA管理下（※1）において、次のような理由により被保険者（PTA）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。ただし、日本国内で発生した事故に限ります。 〈PTA活動（※2）の遂行に伴う損害賠償責任〉 PTA活動の遂行に起因して生じた偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したりしたとき。 ※PTAの提供する飲食物が原因で発生した他人の食中毒等の事故にもとづく損害賠償責任は対象となりません。 〈保管物に係わる損害賠償責任〉 被保険者が使用・管理する第三者から借用したスポーツ用具等の財物（以下、「保管物」といいます。）をPTA会員または生徒が損壊、紛失または盗まれたとき。	1回の事故につき次の算式により算出した（支払保険金の額）をお支払いします。ただし、保険金額を限度とします（※⑥を除きます。） 保管物の場合は、1回の事故につき10万円または保管物の時価額のいずれか低い額を限度とし、保険期間を通じて合算し、保管物に係わる損害賠償責任の保険金額を限度とします。 $\text{支払保険金の額} = \text{下記①の損害賠償金} + \text{下記③④⑤の各費用} - \text{自己負担額}$ また上記のほか、下記②⑥の各費用をお支払いします。 ①損害賠償金…被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額（PTAが損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除した額となります。） ②争訟費用…損害賠償請求に関する争訟につき弊社の同意を得て支出した費用 ※損害賠償金が保険金額を超えるときは、次の算式により算出した額をお支払します。 $\text{支出した争訟費用の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{損害賠償金}}$ ③損害発生・拡大防止費用…損害の発生または拡大を防止するために要した必要または有益な費用 ④求償権保全費用…他人に損害賠償の請求をすることができる場合に、その権利の保全または行使のために要した費用 ⑤緊急措置費用…損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明した場合は、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用、およびあらかじめ弊社の同意を得て支出した費用 ⑥保険会社への協力費用…弊社の要請に従い、損害賠償請求の解決に協力するために直接要した費用 ※直接要した費用の全額をお支払いします。	〈PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任〉（保管物に係わる損害賠償責任）共通 ・保険契約者または被保険者の故意 ・外国の武力行使、内乱または暴動 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・PTA活動（※2）の終了後に行われたPTA活動以外の活動によって生じた損害賠償責任 〈PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任〉のみ ・被保険者が所有、使用、管理する施設の改築、修理、取り壊し等の工事に起因する損害賠償責任 ・自動車・車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ・被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する損害賠償責任 〈保管物に係わる損害賠償責任〉のみ ・保管物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による損壊または保管物を貸主に返還した日の翌日から起算して30日を経過した後に発見された保管物の破損によって生じた損害賠償責任…など

- （※1）「PTA管理下」とは、PTAの指揮、監督および指導下において、PTA活動（※2）を行っている間をいいます。ただし、PTA会員および生徒がPTA活動へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上はPTA管理下には含みません。
- （※2）「PTA活動」とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催する活動で、PTA総会、運営委員会などPTA会則に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。

<生徒の日常生活に起因する賠償事故>

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
補償期間中に、日本国内において、生徒が誤ってケガをさせるなど他人の身体・生命を害したり、他人の財物を損壊し、生徒またはその法定監督義務者（保護者）が、法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害を補償します。	次の算式により算出した（支払保険金の額）をお支払いします。ただし、保険金額を限度とします。（※⑥を除きます。） （支払保険金の額）＝（下記①の損害賠償金）＋（下記③④⑤の各費用）－（自己負担額） また上記のほか、下記②⑥の各費用をお支払いします。 ①損害賠償金 被保険者が損害賠償請求者に対して負担する法律上の損害賠償の額 ※被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除した額となります。 ②争訟費用 損害賠償請求に関する争訟につき要した訴訟費用、弁護士費用等 ※損害賠償金が賠償責任保険金額を超えるときは、次の算式により算出した額をお支払します。 支出した争訟費用の額×（保険金額／損害賠償金） ③損害拡大防止軽減費用 損害の拡大を防止、軽減するために要した必要または有益な費用 ④求償権保全費用 他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利の保全または行使のために要した必要または有益な費用 ⑤緊急処置費用 損害の拡大防止軽減のために必要または有益な手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、その他緊急処置に要した費用 ⑥保険会社への協力費用 引受保険会社の要請に従い、協力するために直接要した費用 ※直接要した費用の全額をお支払いします。 ●損害賠償額の決定にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。 ●同一事故に対して補償が受けられる他の保険契約（共済を含みます。以下同様とします。）がある場合でも、引受保険会社はご契約によりお支払いすべき保険金の額をお支払いします（注）。ただし、他の保険契約により既に保険金等が支払われていた場合には、それらの額を損害の額から差し引いた額に対して保険金を支払います。 （注）他の保険契約から重複して同一の補償を受けた場合は、引受保険会社から支払った保険金の全額または一部を返還していただくことがあります。	・保険契約者または被保険者の故意 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・被保険者が損害賠償に関し、第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ・被保険者と生計を共にする別居の親族に対する損害賠償責任 ・自動車・航空機・船舶・車両の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ・他人からの借用品、預かり品に対する損害賠償責任 ・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 …など